



平成 28 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ハピネット  
代 表 者 名 代表取締役社長 榎本 誠一  
(コード番号 7552 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員経営本部長  
柴田 亨  
電 話 番 号 03-3847-0410

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 28 年 8 月 24 日、会社法第 370 条(取締役会の決議に替わる書面決議)による決議によって、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000 株を上限とする<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.41%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 15 億円を上限とする   |
| (4) 取得期間       | 平成 28 年 8 月 25 日～平成 28 年 12 月 30 日                  |

(ご参考) 平成 28 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	24,050,000 株
自己株式数	1,367,870 株

以 上